



視覚障害者への支援対策について（平成17年9月定例会）

1) 歩行訓練士について

中途失明者にとって、まず必要なのは、日常生活をいかに送るかという事ですが、生活訓練や歩行訓練には専任の指導員が必要です。しかし、しかし、現在、歩行訓練については活動できる歩行訓練士は県内には1名であり、しかも1週間に2日程度しか訓練にあたられないため、申込みをしても訓練開始まで2年も3年もかかるそうです。そこでまず、希望する方が、早期に訓練を受けられるよう対策をとるべきと考えますが、県のお考えをお伺い致します。

【健康福祉部長答弁】

盲人福祉協会と連携して、歩行訓練士の養成に更に努めるとともに、従来のマンツーマン方式での指導に加え、新たに少人数を対象にしたグループ指導を行うなど、効果的な訓練方法について、検討してまいります。

2) トイレについて

目が見えないと生活の中で何が一番困るのでしょうか。私には、想像の世界を超えています、いつも思う事があります。

それは、「彼らが、普段使われているトイレと形式が違うトイレに行く時、男女それぞれのトイレの入り口や、水を流すボタンやレバーをどのようにして見つけるのだろうか。」ということです。それを見つけるのは、非常に困難なことであろうと思います。

県内の官公庁や病院など、公共的施設のトイレなどは、視覚障害者をはじめ、全ての障害者にとって使用しやすいものにする配慮が必要と思いますが県のお考えをお伺い致します。

【健康福祉部長答弁】

今後とも、公共的施設が全ての障害者にとって使用しやすいものになるよう、新たなユニバーサルデザインの考えも踏まえながら、より効果的な普及啓発や、民間宿泊施設の改修に対する支援等に努めてまいります。